学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数（職位別）【2024.5.1】

学部	学科		収容定員※1	専任教員数（現員）						助手	設置基準で必要な専任教員数	うち教授数	備考
				教授	准教授	講師	助教	計	部局計				
総合科学部	総合科学科		480	45	47	1	19	112	138	0	11	6	学際領域
	国際共創学科		160	8	14	0	4	26		0	8	4	学際領域
文学部	人文学科		540	31	18	0	6	55	55	0	10	5	文学関係
教育学部	第一類（学校教育系）		588	15	16	4	1	36	141	0	9	5	教育学・保育学関係
	第二類（科学文化教育系）		328	17	10	3	1	31		0	6	3	教育学・保育学関係
	第三類（言語文化教育系）		292	12	6	1	2	21		0	6	3	教育学・保育学関係
	第四類（生涯活動教育系）		324	11	10	0	1	22		0	6	3	教育学・保育学関係
	第五類（人間形成基礎系）		208	15	14	0	2	31		0	6	3	教育学・保育学関係
法学部	法学科	昼間コース	580	11	10	0	3	24	24	0	14	7	法学関係
		夜間主コース	140										法学関係
経済学部	経済学科	昼間コース	610	16	13	1	5	35	35	0	14	7	経済学関係
		夜間主コース	190										経済学関係
理学部	数学科		188	10	8	1	2	21	168	0	8	4	理学関係
	物理学科		264	16	28	0	13	57		0	8	4	理学関係
	化学科		236	14	10	0	12	36		0	8	4	理学関係
	生物科学科		136	12	12	1	15	40		0	7	4	理学関係
	地球惑星システム学科		96	6	5	0	3	14		0	7	4	理学関係
	学部共通３年次編入学		20	／	／	／	／	／		／	／	／	／
医学部	医学科		710	56	45	46	68	215	256	0	140	30	医学関係 教授，准教授又は講師の合計数60人
	保健学科	看護学専攻※2	240								12	6	保健衛生学関係(看護学関係)
		理学療法学専攻※3	120								7	4	保健衛生学関係(看護学関係を除く。)
		作業療法学専攻※4	120								7	4	保健衛生学関係(看護学関係を除く。)
		計	480	15	7	7	12	41		0	26	14	
歯学部	歯学科		318	20	9	9	59	97	112	0	75	18	歯学関係 教授，准教授又は講師の合計数36人
	口腔健康科学科※5		160	6	4	1	4	15		0	12	6	保健衛生学関係(看護学関係を除く。)
薬学部	薬学科		228	8	5	0	12	25	34	0	18	9	薬学関係(臨床) 薬剤師としての実務の経験を有する者3人(うち2人はみなし専任教員で可。)
	薬科学科		88	4	1	0	4	9		0	7	4	薬学関係(臨床以外)
工学部	第一類（機械・輸送・材料・エネルギー系）		610	23	16	0	11	50	192	0	11	6	工学関係
	第二類（電気電子・システム情報系）		366	20	18	0	7	45		0	11	6	工学関係
	第三類（応用化学・生物工学・化学工学系）		468	24	22	1	18	65		0	11	6	工学関係
	第四類（建設・環境系）		366	11	13	0	8	32		0	11	6	工学関係
生物生産学部	生物生産学科		380	25	23	2	16	66	66	0	14	7	農学関係
情報科学部	情報科学科		470	23	14	1	3	41	41	0	17	9	工学関係
計			／	／	／	／	／	／	／	／	481	187	
大学全体の収容定員に応じ定める専任教員数			／	／	／	／	／	／	／	／	113	57	別表第2
合計			10,024	474	398	79	311	1,262	1,262	0	594	244	

※1　収容定員は，実収容定員。
※2　保健師の資格を有する専任教員3人，助産師の資格を有する専任教員3人，看護師の資格を有する専任教員8人が必要。
（保健師助産師看護師学校指定規則(昭和26年文部省・厚生省令第1号)）
※3　理学療法士(免許を受けた後5年以上理学療法に関する業務に従事した者)である専任教員6人が必要。
（理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第3号)）
※4　作業療法士(免許を受けた後5年以上作業療法に関する業務に従事した者)である専任教員6人が必要。
（理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(昭和41年文部省・厚生省令第3号)）
※5　歯科医師である教員2人，歯科衛生に関し相当の経験を有する歯科医師又は歯科衛生士である専任教員4人(うち3人は，免許を受けた後4年以上歯科衛生士法第2条に規定する業務を業として行った歯科衛生士)が必要。
（歯科衛生士学校養成所指定規則(昭和25年文部省・厚生省令第1号)
適当な数の教員を有し，かつ，そのうち3人以上は歯科医師又は歯科技工士である専任教員が必要。
（歯科技工士学校養成所指定規則(昭和31年厚生省令第3号)